

# 都市計画道路の見直しについて

## 都市計画道路とは

- 都市計画道路は、都市計画法の手続きを経て定められた道路のことで、都市の骨格を形成し、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するための都市交通における最も基本的な都市施設です。

### 都市計画道路の機能

- ①人や物資の移動のための「交通機能」
- ②景観・日照権の確保や災害時の避難路等の収容空間としての「空間機能」
- ③都市の骨格形成を促す「市街地形成機能」

### 都市計画道路として都市計画決定することの意味

- ①土地利用や他の都市施設の計画と調整し、**都市計画としての統一性や一体性を確保**
- ②**整備に支障のある建築物の発生を抑制**（建築制限）
- ③**計画の必要性や内容を明らかにし**、整備に向け住民との合意を形成

## 見直しの背景

- 都市計画道路の多くは戦後の高度経済成長期の市街地の拡大、人口増加、増大する自動車交通など、都市の成長・拡大を前提に計画されたものであり、計画決定時から現在にかけて**社会経済情勢などは大きく変化**しています。

### 道路整備を取り巻く社会経済情勢の変化

- (1) 人口減少・超高齢化社会の到来
- (2) ピークを迎える自動車トリップ数
- (3) 厳しい財政状況、加速するインフラの老朽化
- (4) 大規模災害発生リスクの高まり
- (5) 広域道路及び都市、地域間道路ネットワークの形成
- (6) 歴史・文化資源、環境の保全
- (7) 建築制限に対する新たな司法の見解

- 本市でも、**昭和30年～40年代に計画されたものの、未だ整備が進まない都市計画道路が数多く残されており、全線整備までにはかなりの年月を要します。**
- 結果的に、未整備区間の民有地への建築制限が長期に及び、**有効な土地利用を妨げてしまう**恐れがあります。

## 都市計画道路の見直しに関する取組

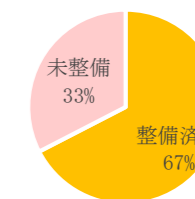
- 愛知県**
- ◆平成17年度 「都市計画道路の見直し指針」を策定（各路線の「必要性」のみを検討）
  - ◆平成29年度 都市計画道路見直し検討会議を設置（長期未着手問題を解消する評価手法を検討）
  - ◆平成30年度 「愛知県都市計画道路見直し方針」を策定（評価項目に「実現性」を追加）

- 稲沢市**
- ◆平成19年度 愛知県の「都市計画道路の見直し指針」に沿って一部見直し
  - ◆平成29年度 都市計画道路見直し検討会議に参画
  - ◆平成30年度 課題路線について見直し検討
  - ◆令和元～2年度 課題路線から変更・廃止候補路線の抽出

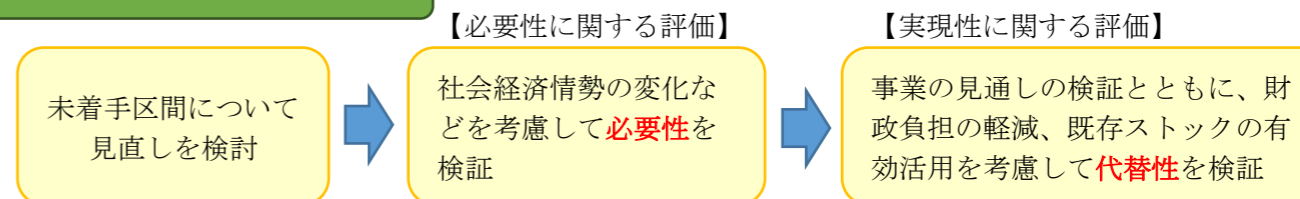
## 都市計画道路の整備状況

（令和3年4月1日現在）

稲沢市の都市計画道路は、計画決定延長約120km（38路線）のうち 整備延長が約81km、未整備延長は39kmであり、整備率は約67%となっています。



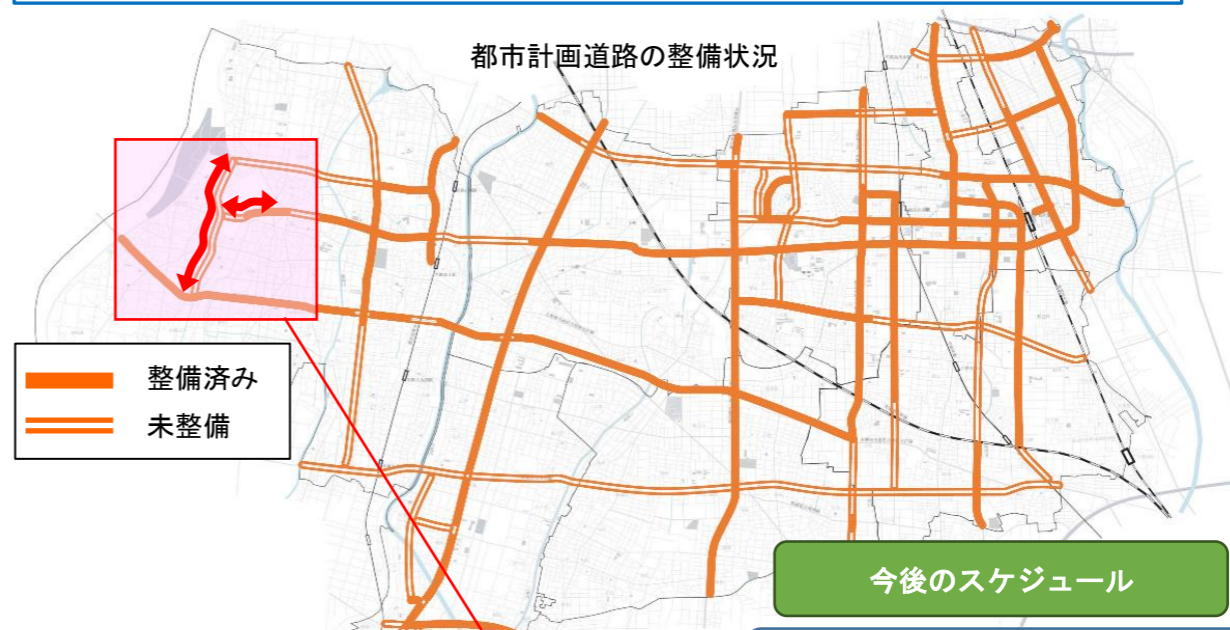
## 都市計画道路見直しのながれ



## 都市計画道路変更路線

以上の内容を踏まえ検討した結果、今回都市計画を変更する路線は以下の4路線です。

- (1) 下沼四貫線（全線廃止）
- (2) 祖父江稲沢線（一部区間廃止）
- (3) 馬飼稲沢線（下沼四貫線の廃止に伴い、幹線街路との平面交差箇所数を変更）
- (4) 祖父江山崎線（下沼四貫線の廃止に伴い、幹線街路との平面交差箇所数を変更）



## 今後のスケジュール

